

平成26年第2回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

平成26年第2回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成26年5月23日

午後2時00分 開 会

組合長あいさつ

第1 議長選挙

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 副議長選挙

第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

第7 議案の上程及び提案説明

議案第 7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

第8 議案に対する質疑及び委員会付託

（議会全員協議会）

（委員会審査）

第9 委員長報告、質疑、討論及び採決

出席議員（16名）

1番	坂井昌平	2番	三原一高
4番	菅沼孝夫	5番	加治木今
6番	坂本裕彦	7番	岩崎康男
8番	松下寿雄	9番	堀内克美
10番	北沢正文	11番	竹沢秀幸
12番	松村隆一	13番	村田豊
14番	高橋昭夫	15番	田中一男
16番	清水正康	17番	城倉栄治

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	高 坂 宗 昭
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
消 防 長	豊 口 雄 司	会 計 管 理 者	小 松 原 豊
病院事業管理者職務代理者	村 岡 伸 介	病院事務長兼経営企画室長	新 村 義 弘
病院総務課長	市 瀬 憲 治		

事務局職員出席者

事務局次長 宮 下 務

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○副議長（松下 寿雄君） 開会に先立ち、組合長から発言を求められていますので、これを許可します。

○組合長（杉本 幸治君） この4月2日をもちまして伊南行政組合議会議長の職を退任をされました松田英俊議員におかれましては、10年の長きにわたりまして本議会の議員として大変御尽力をいただいたところでございます。

つきましては、当組合の感謝状交付に関する内規に基づき感謝状を贈呈したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔松田英俊君 入場・登壇〕

〔感謝状贈呈〕（一同拍手）

○前議長（松田 英俊君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

ただいまは伊南行政組合の定期議会の貴重な時間をいただき、杉本組合長よりこのような感謝状の贈呈を賜り、まさに身に余る光栄でございます。まことにありがとうございました。

私ごとであります。2月の定例議会において体調を崩し、最後まで議長の職務を全うできなかったことに対して、まず、皆様方におわびを申し上げます。

また、本日、このような場でのあいさつの機会を与えていただき、ありがたく、感謝を申し上げます。

さて、ただいま10年ということで、思いますに、私自身、何もしないという思いであります。ただただ皆様方に支えられ、あっという間に10年が過ぎたというのが実感であります。

思い出に残っているものとしては、まず、昭和伊南病院の再生であります。前事業管理者の坂井先生の松本の自宅に、その当時の4市町村の議長さんと2回ほどお伺いいたしまして、ぜひ坂井先生に来ていただきたいとお願いに上がったことでございます。その後、杉本組合長を初め、その当時の3副組合長の思いが通じ、坂井先生が来ていただきました。上伊那医療再生計画や4市町村の追加支援などで病院経営が好転したことはもちろんであります。この事業管理者をお願いできたことが現在の昭和伊南病院があると言っても過言ではないと私は思っております。それほど大変なことであったなあと今では感じております。ぜひ、地域のために昭和伊南病院がますますご発展されることを願っております。

それと、もう1つ、今の時代に合ったデジタル化に伴う上伊那の消防広域化の件でございます。私も最初から参加、その話し合いに参加しております。当時は塩尻で、恐らく南信、松本、諏訪、そういった圏の提案がございました。これは大丈夫かなあと思いましたが、案の定、そこは崩れました。しかし、上伊那の8市町村はまとまっておりました。特に伊南行政組合は、もう、消防に関しては最初から一致しておりましたので、伊南行政組合の協力がなければできないなあと感じておりましたが、皆様方の御協力あって、上伊那の消防が一本化しております。来年の4月から始まります。ぜひ、長野県だけでなく、全国に発信できるモデルケースになってもらいたいと願っております。

最後になりましたが、これからは少子高齢化や人口減という各市町村とも大変な時代になっております。ぜ

ひ、周辺市町村との連携は特に重要になってまいります。伊南行政組合の存在はますます大きくなってまいりますので、ぜひ、住民の期待にこたえる組合になってもらいたいことを願い、伊南行政組合のますますの御発展と皆様方の御健勝をお祈りしてお礼のあいさつといたします。

なお、私自身も、これで議員を辞めるのではございませんので、伊南行政組合の議員は辞めますが、宮田村の議員として、まだまだ頑張っております。側面から支えてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

本日は、まことにありがとうございました。

長い間、ありがとうございました。（一同拍手）

〔松田英俊君 降壇・退場〕

○組 合 長（杉本 幸治君） もう1点お願いをしたいと思います。

この4月1日付の人事異動によりまして議会に出席をさせていただき説明員に異動がありましたので、開会に先立ち自己紹介をさせていただきたいと思います。

よろしく願います。

○消 防 長（豊口 雄司君） 4月1日付で消防長を拝命しました豊口雄司と申します。よろしく願います。（一同拍手）

○中川村住民税務課長（菅沼 元臣君） 中川村住民税務課、菅沼です。この4月から担当することになりました。今後とも、どうぞよろしく願います。（一同拍手）

○宮田村住民課長（浦野 康之君） お世話になります。宮田村住民課長の浦野康之と申します。よろしく願います。（一同拍手）

○次 長（宮下 務君） それでは、御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○副 議 長（松下 寿雄君） 宮田村議会の構成がえに伴い松田議長が辞任をされました。よって、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を務めます。

これより、平成26年4月23日付、告示第3号をもって招集された平成26年第2回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数16名、定足数に達しております。

なお、3番 下平順一議員より、欠席に旨、届け出がありました。

この際、議事の進行上、宮田村選出議員の仮議席を指定します。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

ここで宮田村議会構成がえにより伊南行政組合議会委員となられました田中一男議員、清水正康議員、城倉栄治議員を御紹介いたします。

それぞれ自席にて自己紹介をお願いします。

○15 番（田中 一男君） ただいま紹介にありました宮田村の田中一男でございます。前回は引き続きの伊南行政の議員でありますので、よろしく願います。（一同拍手）

○16 番（清水 正康君） こんにちは。前定例会の一般質問では最後かもというような発言もしました

が、戻ってくることができました。引き続きよろしく願いいたします。宮田村の清水正康です。(一同拍手)

○17番(城倉 栄治君) 初めまして。こんにちは。宮田の城倉栄治と申します。宮田村の総務厚生委員長ということで議会の構成になりました。また、この伊南行政の関係につきましては、本当に初めてでございます。皆様の、また、御指導をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(一同拍手)

○副議長(松下 寿雄君) ありがとうございます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いします。

○組合長(杉本 幸治君) 平成26年4月23日付、告示第3号をもって平成26年第2回伊南行政組合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい折にもかかわらず御出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

今議会におきましては、宮田村議会の議会構成の変更があり、ただいまごあいさつをいただきましたように宮田村選出議員の皆様がかわられました。改めまして、伊南行政組合議会議員とされました3名の議員各位には、心からお喜びを申し上げますとともに、多様化、複雑化する行政需要に対し、広域的な連携や取り組みが求められております。引き続き御活躍をいただきます議員の皆様とともに地域住民の福祉向上と伊南地域発展のために御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、先ほど感謝状の交付をさせていただきました前議長の松田英俊議員には、10年間にわたり伊南行政組合議会議員として御尽力をいただき、さらに、この3年8ヶ月は議長として、広域的な対応も含め、その重責を全うしていただきましたことに心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

今議会では、宮田村議会の構成がえに伴い議長が退任をされましたので、組合議会の運営申し合せによりまして正副議長等の選挙が予定をされております。いずれも円滑なうちに御決定をされ、よりよい議会運営ができますよう心より御期待を申し上げます。

さて、平成26年度も既に2ヶ月が経過をしようとしております。朝夕の肌寒さと日中の暖かさととの寒暖の差の大きい日が続いておりましたが、新緑の木々も日増しに色濃くなり、風薫る気持のよい季節となってまいりました。

地域経済の状況でございますが、企業業績や雇用の状況は、よくなってきているところが多く、4月からの消費税引き上げの影響も想定内とする見方が多いという状況となっており、一安心というところでございます。

しかし、まだまだ地域全体として見ますと、労働賃金の引き上げや消費の伸びなどに大きな変化は見られません。このまま経済が好循環へと進むように切に願うところでございます。

さて、伊南行政組合の事業の状況でございます。

昭和伊南総合病院の経営状況につきましては、平成25年度の決算に関する財務諸表を作成中の段階で、まだ数値は確定はしてはおりませんが、患者数は、前年度と比べて外来は2%の増、入院では5%の減となりましたが、診療単価の上昇により収益は外来、入院とも増加をしております、前年度を上回る単年度黒字が見込まれる状況となっております。

診療体制につきましては、本年4月に整形外科に1名の常勤医師を迎えることができました。また昨年10月には泌尿器科、常勤医師1名、今年5月からはリハビリテーション科、常勤医師1名を迎えるなど、現在は28名体制となったところでございます。

なお、今後も非常勤医師で対応しております診療科を中心に、引き続き医師招聘に全力で取り組んでまいります。

消防本部につきましては、来年4月の上伊那消防の発足に向けて事務的な細部の調整を詰めながら準備を進めているところでございます。

さて、今議会に提案を申し上げます案件は、条例案件3件、補正予算1件の計4件でございます。

条例案件につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正として55歳以上の職員の昇給に関する規定の改正を、また、旅費に関する条例の一部改正は長野県及び駒ヶ根市に準じて日当の廃止や宿泊料引き下げの改正を提案申し上げるものでございます。

また、火災予防条例の一部改正は、消防法施行令の一部改正を受けてお祭りなどの催し物開催時の防火管理の向上を図るため規定の整備を行うものでございます。

補正予算につきましては、消防広域化に伴います初期費用について3年間に分けて整備をしていく当初の計画を変更をし、県の補助金を有効に活用するため、26年度に一括整備をしていくための予算の補正など広域化関連の予算の補正をさせていただくものでございます。

いずれも重要な案件でございますので、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、第2回定例議会招集に当たりましてのあいさついたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（松下 寿雄君） ただいまから議事に入ります。

日程第1 これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定を適用しまして指名推薦としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りします。

指名は推薦人を指名して行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、推薦人において指名をすることに決しました。

お諮りいたします。

推薦人は副議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松下 寿雄君） 推薦人に1番 坂井昌平議員を指名いたします。

議長の指名推薦をお願いいたします。

○1 番（坂井 昌平君） 申し合わせに基づき、ただいま副議長より指名の権限を与えられましたので、私のほうから議長の指名をさせていただきたいと存じます。

議長に現副議長であります松下寿雄議員を指名したいと存じます。

御協力をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（松下 寿雄君） お諮りいたします。

ただいま推薦人により指名推薦のありました松下寿雄を議長の当選人にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、松下寿雄が議長に当選いたしました。

会議規則第32条第2項の規定により口頭をもって告知をいたします。

○議長（松下 寿雄君） それでは、ただいま新議長に当選をさせていただきました承諾及びあいさつをこの場で申し上げます。

ただいまは皆さんの御推挙によりまして議長の要職に就くこととなりました松下寿雄でございます。

伝統ある伊南行政組合議会の要職であり、その責任の重さを痛感している次第であります。

今、私たち地方自治体は、将来人口の確保、特に若者の定住促進など、多くの課題に直面をしております。持続可能な市町村であるためには、市町村の自助努力はもちろん大切であります。周辺市町村との連携が一層重要となってきております。伊南は一つの共通の認識のもと、さまざまな取り組みが実践されてまいりましたが、昨今は、さらなる広域化の取り組みへと発展してきており、伊南行政組合も新たな局面を迎えようとしております。どうか、皆様とともに知恵を出し合い、正しい方向に進みますよう議会の役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

議員の皆様はもとより、理事者の皆様、職員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。（一同拍手）

引き続き会議を進行いたします。

日程第2 議席の指定を議題といたします。

議席は、組合議会会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

事務局に朗読させます。

○次 長（宮下 務君） 朗読いたします。

15番 田中一男議員、16番 清水正康議員、17番 城倉栄治議員、以上でございます。

○議長（松下 寿雄君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第78条の規定により12番 松村隆一議員、13番 村田豊議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日間と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会議は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで本日の会議日程の追加についてお諮りをいたします。

先ほど副議長が議長に当選し、副議長が欠員となっておりますので、本日の議事日程に副議長選挙を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加することに決しました。

追加日程表を配付しますので暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

午後2時23分 休憩

午後2時24分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 再開いたします。

本日の会議をただいま配付いたしました議事日程により進めてまいります。

日程第5 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定を適用いたしまして指名推薦としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

副議長の指名を議長においていたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

つきましては、副議長に松村隆一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました松村隆一議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松村隆一議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました松村隆一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により口頭をもって告知をいたします。

副議長に当選されました松村隆一議員から承諾とあいさつをお願いいたします。

御登壇をお願いします。

〔副議長 松村隆一君 登壇〕

○副議長（松村 隆一君） ただいま副議長に指名されました松村隆一でございます。

今後は、議長を補佐し、円滑な議会運営に努力をいたしてまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願
いいたします。（一同拍手）

〔副議長 松村隆一君 降壇〕

○議長（松下 寿雄君） 日程第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題と
いたします。

常任委員の選任については、各委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思います
が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

事務局に朗読させます。

○次長（宮下 務君） 朗読いたします。

消防衛生委員、15番 田中一男議員、17番 城倉栄治議員。

保健福祉委員、16番 清水正康議員。

以上でございます。

○議長（松下 寿雄君） ただいま朗読いたしましたとおり指名したいと思います
が、これに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました
とおり、それぞ
れ常任委員に選任することに決しました。

次に議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名
したいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

事務局に朗読をさせます。

○次長（宮下 務君） 朗読いたします。

議会運営委員、15番 田中一男議員、16番 清水正康議員。

以上でございます。

○議長（松下 寿雄君） ただいま朗読いたしましたとおり指名したいと思います
が、これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(松下 寿雄君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり決定をいたしました。

先ほどの議長及び副議長選挙において、また、常任委員の指名において、消防衛生委員会においては委員長が、また、議会運営委員会においては副委員長が欠員となっております。

各委員会は委員会を開催し、委員長もしくは副委員長を互選の上、議長まで報告を願います。

常任委員会開催のため暫時休憩といたします。再開時刻は午後2時40分といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時42分 再開

○議 長(松下 寿雄君) 再開いたします。

消防衛生委員会及び議会運営委員会から互選結果の報告がありましたので、事務局に朗読させます。

○次 長(宮下 務君) 朗読いたします。

消防委員会委員長、田中一男議員。

議会運営委員会副委員長、堀内克美議員。

以上でございます。

○議 長(松下 寿雄君) 以上のとおり決定をいたしました。

消防衛生委員会委員長及び議会運営委員会副委員長から就任のあいさつをお願いいたします。

あいさつは自席でお願いいたします。

○消防衛生委員長(田中 一男君) ただいま消防衛生委員長に就任しました田中一男でございます。

この委員会は、来年4月発足の上伊那広域の消防の準備を控えて、いろいろ課題も多いかと思っておりますけれども、皆様の御協力、よろしくお願いいたします。(一同拍手)

○議会運営委員会副委員長(堀内 克美君) ただいま議会運営委員会で議会運営委員会の副委員長に選任をされました飯島町の堀内克美でございます。

委員長を補佐して円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。(一同拍手)

○議 長(松下 寿雄君) これをもちまして常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを終結いたします。

日程第7 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第 7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算(第1号)

以上4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(下島 清志君) 議案第7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書7-1ページをごらんください。

55歳を超える一般職の職員の昇給につきまして、平成24年度の人事院勧告により国家公務員の給与改正が行われ、勤務成績が標準である場合は昇給を行わないとする措置が講じられました。国及び長野県におきましては、本年1月1日から施行されており、駒ヶ根市においても3月の議会定例会において改正され、4月1日から施行されました。当組合の一般職の職員の給与制度は、これまでも駒ヶ根市の給与制度に準じてまいりましたので、今回の改正も国、県及び駒ヶ根市に準じた内容で改正を行いたいものでございます。

議案書7-2ページをごらんください。

第4条第3項を改めるものでございますが、条例の第4条は昇給について規定した条項でございまして、第2項において職員の昇給を組合長の定める日に同日前1年間における勤務成績が良好な職員については昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として組合長の定める基準に従い決定することが規定されており、そして、第3項で55歳を超える職員の場合には前項の規定を2号俸とすることを規定していましたが、これを改正して勤務成績が極めて良好または特に良好である場合以外は昇給を行わないこととするものでございます。これにより標準的に良好な勤務成績の55歳を超える職員の昇給はなしとなります。

なお、極めて良好と認められる場合は2号俸、特に良好と認められる場合には1号俸の昇給を行うこととなります。

附則としまして、この条例の施行は公布の日としますが、実際に適用となるのは、昇給の日を年1回、1月1日と定めていますので、平成27年1月1日からとなります。

議案第7号の提案説明は以上でございます。

続いて、議案第8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書8-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、職員等の旅費のうち、宿泊料、日当、日帰りの割り増し旅費等について、実態に即して引き下げなどの改定を行うものでございます。

旅費に関しましても駒ヶ根市に準じた条例の規定となっておりますが、駒ヶ根市におきましては、この3月の市議会定例会において職員等の旅費に関する条例の一部が改正をされましたので、これに準じて改定を行うものでございます。

改正の内容でございますが、宿泊料につきましては、東京都などの都市圏及び長野県内の宿泊施設の料金の状況を参考に、県外につきまして約10%、県内につきましては約20%の引き下げを行うものでございます。これによりまして、8-3ページの別表にありますように、特別職等の宿泊料は県外の場合1万3,100円が1万1,800円に、県内が1万1,800円から9,400円に、一般職員については県外の場合1万900円が9,800円に、県内が9,800円から7,800円に引き下げとなります。

また、日当及び片道180km以上の日帰りの場合にこれまで支給していた割り増し旅費については県に準じて廃止をし、かわりに県に準じた食卓料を支給することとし、さらに、東京都特別区内または政令指定都市内の移動のために支給していた定額旅費は実費支給とするものでございます。

改正条文でございますが、議案書8-2ページをごらんください。

第6条につきましては、第1項で旅費の種類について定めていますが、日当を削除し、旅行雑費として必要

と認められるものについて、その実費を加える改正とし、第5項では陸路の車賃について交通機関利用の場合と自家用車利用の場合を明確化する改正を、第6項の日程の規定は削除し、第8項の食卓料については、これまでは船旅に限られていた食卓料の支給を通常の出張にも適用する改正を、そして、第6項の削除に伴い、第7項と第8項をそれぞれ繰り上げ、新たに第8項として旅行雑費について実費の支給とすることを加えるものでございます。

第7条及び第7条の2の改正は、今回の改正に伴う条文の整備として共通見出しとするものでございます。

第8条を改める改正は、年度をまたがる旅行の場合の会計区分を明確化するものでございます。

第10条第6項は、東京都特別区内及び政令指定都市内の旅行については、鉄道、地下鉄、路線バス等の運賃を別に1日当たり定額で1,000円支給していましたが、過給を廃止して実費支給とするため、この項を削除するものでございます。

第12条の改正は、車賃の支給額を第1号では、公共交通機関利用の場合、支払った運賃に、第2号で自家用車利用の場合は別表第2による額の改正はございませんが、1kmにつき37円の支給、第3号では、やむを得ない場合には公共の交通機関以外の交通機関、例えばタクシーなどを利用した場合は支払った実費額を支給することとするものでございます。

第13条は日当を廃止するため削除し、第14条第2項は日帰りの場合に支給していた割り増し旅費を廃止するため削除するものでございます。

第15条は、食卓料について、既存の規定に加えまして、県に準じて片道180km以上の日帰りの場合も含め、宿泊1夜につき別表第2に定める額として特別職2,600円、一般職2,200円を支給することとするものでございます。

第13条を削除したことにより、第14条と第15条は、それぞれ繰り上げ、新たに加える第15条は、旅行雑費の支給について、通信費や手数料、空港施設利用料、駐車場代、旅行保険など、その他の費用で必要と認められる場合には実費額を支給することとするものでございます。

次ページの第16条は、別表第3の割り増し旅費の表を削除することに伴い、別表第4が別表第3に繰り上がることによる改正、第17条は扶養親族移転料については規定ですが、航空賃を加えて条文の整備をする改正、第23条は旅費の調整についての規定ですが、第1項第1号は、公用の交通機関や宿泊施設、食堂施設を無料で利用して旅行した場合は、鉄道賃、船賃、車賃または宿泊料を支給しないとする規定に航空賃と食卓料を加える改正、また、同項第3号の旅行先での医療機関等を利用して療養した場合の日当についての規定は、日程の廃止に伴い条文の整備を行うものでございます。

別表第2の改正は、日当部分を削り、宿泊料について引き下げを行い、別表第3の割り増し旅費の表及び別表第5の東京都特別区内、政令指定都市内の定額運賃の表を削除する改正でございます。

附則の施行期日でございますが、平成26年6月1日からの施行とするものでございます。

議案第8号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○消防長（豊口 雄司君） 議案第9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書 9-1 ページをお開きください。

昨年 8 月に京都府の福知山花火大会において発生した露店の関係者が使用する発電機へ携行缶からガソリンを補給しようとして気化したガソリンに引火し爆発、死傷者 59 名という大惨事がございましたが、この火災事故を教訓にして、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、火災予防条例（例）の一部が改正されたことから所要の整備を行うための改正でございます。

今回の一部改正の概要でございますが、総務省消防庁が示している火災予防条例（例）の一部が改正され、催し等に際して使用するコンロやストーブなどの対象火器器具等につきまして、この取り扱いに関する規定の整備を行ったほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、特に大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の選任や火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけることとされました。

当組合の火災予防条例も火災予防条例（例）を基本に定めている経過がありますので、これに倣って改正を行い、整備を図るものでございます。

議案書 9-2 ページをごらんください。

改正条文でございますが、目次につきまして、屋外催しに係る防火管理に関する規定を新たに加えるため、「第 6 章 避難管理、第 40 条から第 47 条」とあるものを「第 6 章 避難管理、第 40 条から第 47 条と第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理、第 47 条の 2 と第 47 条の 3」に改正するものでございます。

第 18 条では、第 1 項第 9 号の次に第 9 号の 2 といたしまして「祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。」を加えるものでございます。

第 19 条第 2 項及び第 21 条第 2 項並びに第 22 条につきましては、さきに第 18 条に第 9 号の 2 を加えたことから、それぞれの引用条文を整えるものでございます。

次に、第 6 章の次に第 6 章の 2 として 1 章を加えるものでございますが、新たに第 47 条の 2 指定催しといたしまして、特に屋外での大規模な催しとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを指定催しとするほか、第 2 項として、必要とする場合には当該催しの主催者から意見を聞くこと、また、第 3 項として、指定を行った場合に通知をし、あわせて公示を行うことを定めた条項を加えるものでございます。

また、第 47 条の 3 屋外催しに係る防火管理といたしまして、指定した催しの主催者に対し、防火担当者を選任し、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、計画に沿った業務を行わせるとともに、議案書の 9-3 ページになりますが、第 2 項になりますが、催しを開催する日の 14 日前までに、その計画を消防長まで提出することを義務づける条項を加えるものでございます。

第 50 条に第 6 号といたしまして、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設の 1 号を加えるものでございます。この第 50 条につきましては、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等に対する届け出を定めたものでございますが、新たに多数の者が集まる催しにおいて露店等を開設する場合に対しましても届け出を義務づけることとするものでございます。

第 53 条につきましては罰則についての規定でございますが、新たに第 47 条の 3 第 2 項の規定に違反して同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者を第 4 号といたしまして加えるも

のでございます。

第54条につきましては罰金刑を科する対象を定めたものでございますが、法人でない団体においても、代表者、また管理人に定められた者も法人に含まれることとし、代表者のほかにも管理人を加え、例外を定めたただし書きを削除するものでございます。

第2項として、法人でない団体が罰則の規定を受ける場合の適用方法を定める条項を加えるものでございます。

附則につきましては、この条例を本年8月1日から施行することとするほか、条例の施行日から起算して14日を経過する日までに終了する催しにつきましては指定催しの指定及び指定を受けた催しの防火管理に関する規定は適用しないとするものでございます。

議案第9の提案説明につきましては以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（下島 清志君） それでは、議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

議案書10-1ページをお開き願います。

第1条第1項にございますように、歳入歳出予算をそれぞれ1,572万5,000円追加し、予算総額を22億5,621万5,000円とさせさせていただくものでございます。

今回の補正予算は、消防救急無線デジタル化整備及び高機能指令システムの整備に伴いまして新たに構築される広域消防本部指令センターからの緊急放送を市町村の防災行政無線及びエコーシティー・駒ヶ岳の音声告知放送で行えるようにするための接続改修工事費予算の追加と、それから、消防広域化に伴い必要となる初期投資経費について、県の補助金等の支援を最大限活用するため、当初、3カ年に分けて整備を予定していたものを、平成26年度、単年度で整備するように変更することによります負担金予算の増額を計上させていただくものでございます。

補正予算の内容につきましては事項別明細書で説明を申し上げますので、10-3ページをお開きください。

先に歳出の部でございますが、4款1項1目 消防費1,572万5,000円の増額は、15節 工事請負費としまして、消防にかかわる緊急放送設備について、現在の伊南行政組合消防本部と市町村の防災行政無線との接続を新たに整備する広域消防本部指令センターからのデジタル回線による接続に変えるため、指令センター側の接続調整及び各市町村側の接続、改修、調整等が必要となり、その接続・改修・調整工事の方法と事業費が明確になりましたので、その工事を行うための事業費予算について計上をさせていただくものでございます。

また、同様にエコーシティー・駒ヶ岳の音声告知放送への接続改修工事とあわせまして伊南分の工事として281万円の増額をするものでございます。

それから、19節 負担金、補助及び交付金のうち負担金の増額につきましては、上伊那広域消防本部への移行に伴う消防救急隊員の防火衣、あるいは活動服、制服等の被服類の統一、消防車両や消防署庁舎の表示変更、新たに必要となる備品類、さらに人事給与システムの改修や例規システムなどのOA環境整備等、広域化に伴う準備経費や臨時経費等の初期投資経費につきまして全体で9,600万円の費用が見込まれ、伊南の負担分としては3,114万円余の費用負担が見込まれておりますが、上伊那における広域化の調整の中で、費用の平準

化を図るため、26年度から28年度の3カ年をかけて整備することとし、本年度当初予算では1,672万8,000円の計上をしたところでございます。

なお、消防の広域化に対し、県による消防広域化重点地域の指定とともに、財政支援措置が創設をされ、平成26年度の広域化準備に係る経費に対して補助率4分の1、2,400万円の補助金の交付が受けられることとなっておりましたが、さらに県への支援充実を要望する中で、県知事特例により補助率3分の1、予算額3,200万円に拡大をされました。この支援措置は26年度限りであるため、再度、広域での調整の結果、県の財政支援を最大限活用するため、3カ年の整備方針を変更し、平成26年度、単年度で整備を行うこととなったものでございます。これよりまして、当初予算で不足する1,291万5,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金1,572万5,000円の増額は、歳出予算の追加に伴い市町村分担金を増額をさせていただくものでございます。

なお、広域化に伴う初期投資経費に対する県の補助金につきましては、上伊那8市町村が事業主体となるため、補助金は各市町村へ交付されますので、当組合の予算には反映されません。

また、その他の支援として、各市町村には市町村負担額の2分の1について特別交付税措置が見込まれております。

10-4ページに市町村分担金調書を載せてございます。内訳につきましては後ほど御確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

議案調査のため暫時休憩といたします。再開は午後3時18分といたします。

休憩。

午後3時09分 休憩

午後3時15分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

日程第8 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第 7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

以上4議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○6 番（坂本 裕彦君） 議案第9号について、9-2ページの第47条の2にかかわってお伺いしたいと思うんですけども、消防長は、多数の者の集合する野外で大規模のものとして消防長が別に定める要件とか、あるいは、その下のほうに行って、財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認められるもの、指定催しとして指定というようなことがあります。そして、指定催しを指定しようとするとき、あらかじめ主

催す者の意見を聞かなければならないというようなことについて、伊南の関係では、こういうものの対象というものは、現在どのぐらいのものがあるかということと、それから、相当、この条例が施行されると、相当数がこの届け出をしなければならなくなる、ほとんどしなければならぬというような解釈でいいのかなどか、そこら辺、お聞きしたいと思います。

○消防長（豊口 雄司君） ただいまの御質問にお答えします。

消防長が特に危険だというふうに指定する要件がございますが、国からの運用指針というのが出ておりまして、それによりますと、1日当たりの人出予想が10万人以上であるもの、それから、露店等が100店舗以上出店する屋外の催しというのが出されております。今現在、伊南では、この指針に沿って要綱を定めるということで予定をしておりますが、伊那消防組合と広域化されたときには、また新たに検討をすることになりますので、また、再度、その時点で検討していくということで予定をしております。

それから、屋外の催しの届け出の関係になりますが、これは、屋外で露店を出店し、コンロ等を使用した場合には届け出が必要になります。これは大規模にかかわらず届け出が必要になりますので、一般的な夏祭りとか、そういう場合には届け出が必要になります。かなり件数は多くなると思いますが、早目に、インターネット、あるいは市町村の広報等でPRをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松下 寿雄君） ほかにございませんか。

○消防長（豊口 雄司君） 失礼いたしました。すみません。

先ほど、要綱としましては10万人以上、あるいは100店舗以上ということ想定しております。

現在、伊南管内では、これに該当する催しは現在ありません。大きくても、私どもの調べたところでは、5万人ですね、人出が5万人、あるいは露店が200店舗というものもありますが、両方に該当する催しは、今現在はありません。

以上です。

○議長（松下 寿雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） これにて質疑を終結いたします。

本日、提案されました議案は、別紙議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

委員会は、本会期中に内容審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後3時20分 休憩

午後5時39分 再開

○議長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第10

議案第7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）

以上4議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会に付託してあります。

委員長より審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長（田中 一男君） それでは消防衛生委員会の審査報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託された議案第7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程で出された意見としましては、「勤務状況の特に良好、極めて良好の判断基準は。」という質問に対し「正規職員数は少なく、判断は難しい。また、病院職員は特殊業務のため評価外。」との答弁がありました。

次に、議案第8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審議した結果、特に質疑はなく、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議案続きまして、第9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審議した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程で出された意見としまして、「自治会等でのイベントも届け出は必要か。」という質問に対して「必要である。しかし、PTA等、身内のものは対象外でもよい。届け出は最寄りの消防署で行い、消火器を携行する。」との答弁でした。

また、「周知方法は。」という質問に対し「ホームページ、CEK、それから市町村の広報誌等で行う。」との答弁でした。

次に、議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の過程で出された意見としましては、「消防被服の補正の増額は。」という質問に対し「当初、3年計画で行う予定であったが、県の補助があり、負担が少なくて済むので単年度で実施するために増額した。特に防火服でありまして、これは高額なもので、補正にした。」というような答弁でありました。

以上でございます。

○議長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

議案第7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 伊南行政組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 伊南行政組合火災予防条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成26年第2回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきました議案のすべてにつきまして、慎重なる御審議の上、いずれの原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今議会を通じ賜りました御意見などは、今後の組合運営に生かしてまいります。

また、今議会では、新たな議会構成は円滑のうちになされ、御同慶に存じます。松下議長さん、松村副議長さんを中心に議会の権能を十分に発揮をされ、伊南地域住民の福祉増進のため一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

各市町村とも間近に6月議会定例会を控えております。議員各位におかれましては、御自愛をいただき、御健勝で御活躍されますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議 長(松下 寿雄君) これをもって平成26年第2回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

○次 長(宮下 務君) 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)
お疲れさまでした。

午後5時48分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成26年5月23日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員